

# 第 20 号様式の記載例

受付印

令和元年 5 月 31 日

新居浜市長 殿

法人番号 1234567891011

管理番号 0008776655

所在地 愛媛県〇〇市△町1番2号 (電話 1234-56-7890)  
愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 (電話 0897-00-0000)

この申告の基礎  
1. 法人税の平成令 年 月 日  
2. 法人税の平成令 年 月 日  
の修正申告書の提出による  
和  
の更正、決定、再更正による。

事業種目 労働者派遣業

期末現在の資本金の額又は出資金の額 9000000  
期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額 9500000  
期末現在のの資本金等の額 10000000

法人名 新居浜市株式会社

代表者氏名印 新居浜 太郎 (印)

代表者氏名 銅 次郎

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの事業年度又は連結事業年度分の市町村民税の確定申告書\*

摘要	課税標準	法人税割額
(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	3456789	
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額		
還付法人税額等の控除額		
退職年金等積立金に係る法人税額		
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 ①+②-③+④	3456000	
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 (-⑤×②)	1481000	179201
市町村民税の特定寄附金税額控除額		
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額		
外国の法人税等の額の控除額		
仮装経理に基づく法人税割額の控除額		
差引法人税割額 ⑤-⑦-⑧-⑨-⑩又は⑥-⑦-⑧-⑨-⑩		179200
既に納付の確定した当期分の法人税割額		00
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額		
この申告により納付すべき法人税割額 ⑪-⑫-⑬		179200
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数 12 月 50,000 円 × ⑮/12		50000
既に納付の確定した当期分の均等割額		00
この申告により納付すべき均等割額 ⑮-⑰		50000
この申告により納付すべき市町村民税額 ⑱+⑲		229200
⑱のうち見込納付額		
差引 ⑲-⑳		229200

名称	事務所、事業所又は寮等の所在地	当該法人の全従業員数	左のうち当該市町村分の従業員数	当該市町村分の均等割率適用区分に用いる従業員数
新居浜事業所	愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号		3.0	3.0
合計		7.0	3.0	3.0

指場定都の申告する算

法人税の申告書の種類 青色・その他

翌期の中間申告の要否 要・否

法人税の申告期限の延長の処分の有無 有・無

還付を受けようとする金融機関及び支払方法 銀行 支店 口座番号(普通・当座)

還付請求税額

法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額

関与税理署名押印 (電話)

第二十号様式(提出用)

**管理番号**  
新居浜市が指定した管理上の番号(10桁)です。法人番号(マイナンバー制度による13桁の法人番号)とは異なります。

**法人番号**  
マイナンバー制度による法人番号(13桁)です。

**この申告の基礎(必須)**  
国税の法人税を基礎に修正申告をする場合に記載します。この修正申告の基礎となった国税の法人税(連結子法人の法人税)の修正申告又は更正等の別とその日付を記載します。

**代表者氏名印**  
提出時に法人の代表権を有する者の氏名を記載し、法人の代表者印(職印等)を押印します。

**①~④欄**  
連結法人と連結法人であった法人は、①~④の欄は記載せず、第20号様式別表1を添付します。

**本市内に所在する事務所、事業所又は寮等**  
本店所在地が札幌市以外の法人が新居浜市内に所在する事務所等の名称、所在地を記載します。

**分割基準**  
分割基準分割法人(2以上の市町村に事務所を有する法人等)が記載します。分割基準となる全従業員数と新居浜市分の従業員数を記載します。また、課税標準額が0の場合も記入します。

**法人税の申告期限の延長の処分の有無**  
法人税法第75条の2又は第81条の24により、法人税の確定申告書の提出期限の延長が認められた法人及びその連結子法人は「有」、それ以外は「無」に丸印をつけます。

※従業員数を必ず記入してください。

## 第 20 号様式記載の手引

### 1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、仮決算に基づく中間申告（連結法人以外の法人が行う中間申告に限ります。）、確定した決算に基づく確定申告及びこれらに係る修正申告をする場合に使用します。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の市町村長に 1 通を提出してください。
- (3) 法第 292 条第 1 項第 4 号の 5 イ(1)の規定の適用を受ける法人（無償増資による剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした法人）にあつては、同号イ(1)に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）等）を、同条第 1 項第 4 号の 5 イ(2)の規定の適用を受ける法人（無償減資等による資本の欠損の填補を行った法人）にあつては、同号イ(2)に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）等）を、同条第 1 項第 4 号の 5 イ(3)の規定の適用を受ける法人（剰余金を損失の填補に充てた法人）にあつては、同号イ(3)に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）、株主資本等変動計算書等）を添付してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載します。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付して記載してください。	
3 「法人番号」	法人番号（13 桁）を記載します。	
4 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
5 「所在地」	本店の所在地を記載します。なお、2 以上の市町村に事務所等を有する法人が、当該市町村内に支店等のみを有する場合は、主たる支店等の所在地も併記します。	
6 「この申告の基礎」	法人税に係る修正申告、更正、決定又は再更正を基礎にして修正申告をする場合は、法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日（当該法人が連結子法人である場合又は連結子法人であった場合には、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人若しくは連結完全	

	支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日)を記載します。	
7「事業種目」	事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付します。	
8「期末現在の資本金の額又は出資金の額」	期末(中間申告の場合には、その計算期間の末日)現在における資本金の額又は出資金の額を記載します。	資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書(別表5(1))の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
9「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」	期末(中間申告の場合には、その計算期間の末日)現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。	資本金の額及び資本準備金の額は、法人税の明細書(別表5(1))の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
10「期末現在の資本金等の額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 連結申告法人以外の法人((3)に掲げる法人を除きます。) 法第292条第1項第4号の5イに定める額 (2) 連結申告法人((3)に掲げる法人を除きます。) 法第292条第1項第4号の5ニに定める額 (3) 保険業法に規定する相互会社 政令第45条の5において準用する政令第6条の25第1号に定める金額	
11「市町村民税の申告書」	空欄は、次のように記載します。 (1) 法人税の中間申告書に係る申告の場合は、「中間」 (2) 法人税の確定申告書(退職年金等積立金に係るものを除きます。)又は連結確定申告書に係る申告の場合は、「確定」 (3) (1)又は(2)に係る修正申告の場合は、「修正中間」又は「修	修正申告の場合は、「この申告の基礎」の欄にも記載します。

	正確定」	
12「法人税法の規定によって計算した法人税額①」	<p>次に掲げる法人税の申告書を提出する法人の区分ごとに、それぞれ次に定める法人税の申告書の欄の金額を記載します。</p> <p>(1) 別表1(1)を提出する法人 別表1(1)の10の欄の金額(ただし、別表1(1)の10の欄の上段に記載された金額(使途秘匿金の支出の額の40%相当額)がある場合には、当該金額を加算した合計額を記載します。(2)及び(3)においても同じです。)</p> <p>(2) 別表1(2)を提出する法人 別表1(2)の8の欄の金額</p> <p>(3) 別表1(3)を提出する法人 別表1(3)の8の欄の金額</p> <p>なお、( )内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額(別表1(1)の10の欄の上段に外書として記載された金額、別表1(2)の8の欄の上段に外書として記載された金額又は別表1(3)の8の欄の上段に外書として記載された金額)、連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額を加算額(別表1(1)の5の欄)、リース特別控除取戻税額(別表1(2)の5の欄又は別表1(3)の5の欄の金額)及び土地譲渡利益金額に対する法人税額(別表1(1)の7の欄、別表1(2)の7の欄又は別表1(3)の7の欄の金額)の合計額を記載します。</p>	<p>(1) 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。</p> <p>(2) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</p>
13「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」	<p>下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の申告書の欄の金額を記載します。</p> <p>(1) 租税特別措置法第42条の4第1項(試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除)(同条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(6))の19の欄の金額</p> <p>(2) 租税特別措置法第42条の4第3項(中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除)(同条第4項又は第5項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定に係る金額は記載しないでください。</p> <p>(3) 租税特別措置法第42条の4第6項(特別試験研究費等に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(8))の10の欄の金額</p> <p>(4) 租税特別措置法第42条の4第7項(平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。)</p>	<p>(1) 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。</p> <p>(2) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</p>

	<p>法人税の明細書（別表 6 (9)）の 12 の欄の金額</p> <p>(5) 租税特別措置法第 42 条の 10 第 2 項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額</p> <p>法人税の明細書（別表 6 (15)）の 25 の欄の金額</p> <p>(6) 租税特別措置法第 42 条の 11 第 2 項（国家戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額</p> <p>法人税の明細書（別表 6 (16)）の 25 の欄の金額</p> <p>(7) 租税特別措置法第 42 条の 11 の 2 第 2 項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）</p> <p>法人税の明細書（別表 6 (17)）の 18 の欄の金額</p> <p>(8) 租税特別措置法第 42 条の 11 の 3 第 2 項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）</p> <p>法人税の明細書（別表 6 (18)）の 18 の欄の金額</p> <p>(9) 租税特別措置法第 42 条の 12 第 1 項及び第 2 項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）</p> <p>法人税の明細書（別表 6 (19)）の 49 の欄の金額</p> <p>(10) 租税特別措置法第 42 条の 12 の 2 第 1 項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額</p> <p>法人税の明細書（別表 6 (20)）の 10 の欄の金額</p> <p>(11) 租税特別措置法第 42 条の 12 の 5 第 1 項及び第 2 項（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）</p> <p>法人税の明細書（別表 6 (23)）の 40 の欄の金額</p> <p>(12) 租税特別措置法第 42 条の 12 の 6 第 2 項（革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）</p> <p>法人税の明細書（別表 6 (25)）の 22 の欄の金額</p>	
--	---	--

<p>14 「還付法人税額等の控除額③」</p>	<p>第 20 号様式別表 2 の 3 の④の計欄の金額を記載します。</p>	<p>(1) 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。 (2) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</p>
<p>15 「退職年金等積立金に係る法人税額④」</p>	<p>法人税の申告書（別表 19）の 12 の欄の金額を記載します。</p>	<p>(1) 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。 (2) 第 20 号の 2 様式の申告書を提出する法人も記載します。 (3) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</p>
<p>16 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額①+②-③+④ ⑤」</p>	<p>(1) 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(イ) 連結法人及び連結法人であった法人以外の法人で、一の市町村にのみ事務所等を有する法人 ①+②-③+④の金額</p> <p>(ロ) 連結法人及び連結法人であった法人以外の法人で、2以上の市町村に事務所等を有する法人 第 22 号の 2 様式の⑤の欄の金額</p> <p>(ハ) 連結法人及び連結法人であった法人 第 20 号様式別表 1 の⑦の欄の金額</p> <p>(2) 「課税標準」の欄の金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	<p>(1) 税額の計算を行う場合の税率は、各市町村ごとに定められた税率を用います。 (2) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</p>
<p>17 「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における</p>	<p>(1) 2以上の市町村に事務所等を有する法人が記載し、一の市町村にのみ事務所等を有する法人は記載する必要はありません。</p>	<p>(1) 税額の計算を行う場合の税率は、各市町村ごと</p>

<p>課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額(⑤/⑳×㉓)⑥」</p>	<p>(2) 「課税標準」の欄は、次のように記載します。</p> <p>(イ) ⑤の欄の金額を⑳の欄の数値で除して得た額(この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち⑳の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値)に㉓の欄の数値を乗じて得た額を記載します。ただし、主たる事務所等所在地の市町村長に提出するときは、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の当該市町村分の金額を記載してください。</p> <p>(ロ) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	<p>に定められた税率を用います。</p> <p>(2) 「課税標準」の欄の金額は、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の当該市町村分の金額と一致します。</p> <p>(3) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</p>
<p>18「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」</p>	<p>第20号の5様式の⑨の欄の金額を記載します。</p>	<p>市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</p>
<p>19「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑧」</p>	<p>第20号の3の2様式の⑨の欄の金額(2以上の市町村に事務所等を有する法人にあっては、同表の⑫の欄の当該市町村分の金額)を記載します。</p>	<p>市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</p>
<p>20「外国の法人税等の額の控除額⑨」</p>	<p>第20号の4様式の⑬の欄の金額(2以上の市町村に事務所等を有する法人にあっては、同表の⑰の欄の当該市町村分の金額)を記載します。</p>	<p>市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</p>
<p>21「差引法人税割額⑤－⑦－⑧－⑨－⑩又は⑥－⑦－⑧－⑨－⑩ ⑪」</p>	<p>この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p> <p>なお、市町村内に恒久的施設を有する外国法人は第20号様式別表1の2の⑩の欄の金額を記載してください。</p>	
<p>22「既に納付の確定した当期分の法人税割額⑫」</p>	<p>既に納付の確定した当期分の法人税割額を記載し、法人税法第89条(同法第145条の5において準用する場合を含みます。)の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人がこの申告書を提出するときは、第20号の2様式の申告書の①又</p>	

	は②の欄の金額についても記載します。	
23「租税条約の実施に係る法人税割額の控除額⑬」	「⑪の欄の金額－⑫の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う法人税割額」とのいずれか少ない金額を記載します。 この場合において、その金額が負数となる場合は記載しないでください。	
24「算定期間中において事務所等を有していた月数⑮」	この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。	算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合は、その月数には新設又は廃止の日を含みます。
25「円×⑮／12 ⑯」	(1) この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てた金額を記載します。 (2) 指定都市に申告する場合は、「指定都市に申告する場合の⑯の計算」の欄の各区の均等割額の合計額又は第20号様式別表4の3の「均等割額の計」の欄の金額を記載します。	均等割の税率区分の基準は、「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用います。 ただし、「期末現在の資本金の額又は出資金の額(解散日現在の資本金の額又は出資金の額)」の欄に出資金の額を記載した場合には、出資金の額又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用いてください。
26「この申告により納付すべき市町村民税額⑭＋⑰ ⑱」	⑭又は⑰の欄に△印を付して記載した場合におけるこの欄の計算については、⑭又は⑰の欄を零として計算します。	

27 「⑱のうち見込納付額⑳」	<p>法人税法第 75 条の 2 第 1 項(同法第 144 条の 8 において準用する場合を含みます。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第 81 条の 24 第 1 項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人(当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限ります。))を含みます。)が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載します。</p>	
28 「当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等」及び「分割基準」	<p>2 以上の市町村に事務所等を有する法人が従たる事務所等所在地の市町村長に提出する場合に記載します。</p> <p>この場合における分割基準とは、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間(以下「算定期間」といいます。)の末日現在における従業者の数をいいます。ただし、次の(1)から(3)までに掲げる事務所等にあつては、それぞれ(1)から(3)に定める従業者の数(その数に 1 人に満たない端数を生じたときは、これを 1 人とします。)をいいます。</p> <p>(1) 算定期間の中で新設された事務所等  <math display="block">\frac{\text{算定期間の末日現在の従業員数} \times \text{新設された日からその算定期間の末日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}</math></p> <p>(2) 算定期間の中で廃止された事務所等  <math display="block">\frac{\text{廃止された月の前月末現在の従業員数} \times \text{廃止された日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}</math></p> <p>(3) 算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の 2 倍を超える事務所等  <math display="block">\frac{\text{算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数}}{\text{算定期間の月数}}</math></p> <p>なお、月数の計算は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数を生じたときは、切り上げて記載します。</p>	主たる事務所等所在地の市町村長に提出する場合は、記載する必要はありません。
29 「当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」	<p>算定期間の末日現在における事務所等又は寮等の従業者の数を記載します。なお、新設又は廃止された事務所等にあつても、その算定期間の末日現在における従業者の数を記載します。</p>	この従業者数と分割基準となる従業者数は異なる場合があります。

<p>30「指定都市に申告する場合の⑯の計算」</p>	<p>指定都市に申告する場合にのみ、次により記載します。</p> <p>(1) 事務所等又は寮等の所在する区ごとに記載します。</p> <p>(2) 「※区コード」の欄は、記載する必要はありません。</p> <p>(3) 「従業者数」の欄は、算定期間の末日現在における事務所等又は寮等の従業者数を記載します。なお、新設又は廃止された事務所等にあっても、算定期間の末日現在における従業者数を記載します。</p>	<p>9以上の区に事務所等又は寮等を有する場合は、この欄には記載せず第20号様式別表4の3を添付してください。</p>
<p>31「法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額」</p>	<p>法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額）を記載します。</p>	<p>(1) 資本金等の額は、法人税の明細書（別表5(1)の「II 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。</p> <p>(2) 連結個別資本金等の額は、法人税の明細書（別表5の2(1)付表1)の「II 連結個別資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。</p>
<p>32「法人税の申告書の種類」</p>	<p>次に掲げる法人税の申告書を提出する法人の区分ごとに、それぞれに定める申告書の種類を○印で囲んで表示します。</p> <p>(1) 法人税法第2条第37号に規定する青色申告書を提出する法人「青色」</p> <p>(2) その他の申告書を提出する法人「その他」</p>	
<p>33「翌期の中間申告の要否」</p>	<p>次に掲げる法人は「要」を、その他の法人は「否」を○印で囲んでください。</p> <p>(1) 連結申告法人以外の法人にあつては、当該事業年度の当該法人に係る法人税額（当該金額のうちに特別控除取戻税額等がある場合には、当該特別控除取戻税額等を控除した額）に6を乗じて得た金額を当該事業年度の月数で除して計算した金額が10万円を超える法人（翌期に法人税法第71条第1</p>	

	<p>項及び第 144 条の 3 第 1 項(同法第 72 条第 1 項及び第 144 条の 4 第 1 項の規定が適用される場合を含みます。)の規定により中間申告をする必要のある法人を含みます。)</p> <p>(2) 連結申告法人にあっては、当該連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額(当該金額のうち個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額)に 6 を乗じて得た金額を当該連結事業年度の月数で除して計算した金額が 10 万円を超える法人</p>	
34「法人税の申告期限の延長の処分の有無」	<p>次に掲げる法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。</p> <p>(1) 法人税法第 75 条の 2 第 1 項(同法第 144 条の 8 において準用する場合を含みます。)の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長されている連結申告法人以外の法人(同法第 75 条の 2 第 8 項(同法第 144 条の 8 において準用する場合を含みます。)において準用する同法第 75 条第 5 項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みます。)</p> <p>(2) 連結申告法人のうち、法人税法第 81 条の 24 第 1 項の規定により法人税の連結確定申告書の提出期限が延長されている連結親法人(同条第 3 項の規定において準用する同法第 75 条第 5 項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みます。)及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人</p>	
35「還付請求税額」	<p>中間納付額の還付を受けようとする場合においてその中間納付額の還付請求書に代わるものとして記載することができます。この場合において、還付請求額として記載する額は、⑭の欄又は⑱の欄に△印を付した法人税割額又は均等割額と同額になります。</p>	
36「法第 15 条の 4 の徴収猶予を受けようとする税額」	<p>2 以上の市町村に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において、第 1 号様式による届出書に代えようとするものが記載します。この場合に記載する金額は、⑭の欄に記載した金額と同額になります。</p>	

## 新居浜市 法人市民税税率

### ○ 法人税割の税率

12.1/100

※ 平成 26 年 9 月 30 日以前に開始する事業年度については 14.7/100 となります。

### ○ 均等割の税率(年額)

区 分		税 率 (年額)
資本金等の金額 (※)	市内の従業者数	
50 億円超の法人等	50 人超	300 万円
	50 人以下	41 万円
10 億円超 50 億円以下の法人等	50 人超	175 万円
	50 人以下	41 万円
1 億円超 10 億円以下の法人等	50 人超	40 万円
	50 人以下	16 万円
1000 万円超 1 億円以下の法人等	50 人超	15 万円
	50 人以下	13 万円
1000 万円以下の法人等	50 人超	12 万円
	50 人以下	5 万円
上記以外の法人等		5 万円